

事業シート（概要説明書）

事務事業名		違反広告物対策事務		担当局・部名		建設局 管理部			
根拠法令		屋外広告物法(第7条) 大阪市屋外広告物条例(第13条)		担当課名		路上違反物件担当、工営所			
事業開始年度		昭和31年度(大阪市屋外広告物条例制定)		作成責任者		東地 伸丈			
実施方法 (該当するものすべてにチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市民協働)							
事業概要	目的 (何のために)	違反広告物の解消を図り、健全な道路機能を保持するとともに良好な景観を形成し、市民に快適な都市空間を提供する。							
	対象 (誰・何を対象に)	違反広告物の掲出者(法人・団体、個人)・広告主(メーカー・フランチャイズ本部等)							
	事業内容 (手段、手法など)	違反広告物の解消を目的として主に次のような対策を実施している。 ①→置き看板、広告付ベンチなど、即時に除却できない物件に対する取り組み ・パトロール及び掲出者(店舗等)への是正指導等の定期的実施 ・違反広告物対策重点路線(延長約80km)における警察と連携した是正指導・除却等の実施 ・広告主への文書勧告等の定期的実施 ②→はり紙やはりれなど、即時に除却できる物件に対する取り組み ・本市職員(直営)によるパトロール及び即時除却 ・委託業者(民間活用)による即時除却 ・市民ボランティア「かたづけ・たい」による即時除却【市民協働の取組】 ・電柱管理者による即時除却							
	実施済の外部委託の内容と実施主体	委託内容	①→道路不正使用除却物件の運搬・廃棄業務、啓発ポスター等作成 ②→違反簡易広告物の即時除却・運搬業務						
		実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> 外郭団体等 <input type="checkbox"/> 市民活動団体(NPOなど) <input type="checkbox"/> 市民活動団体(地域住民組織など) <input type="checkbox"/> その他()						
直接実施している業務の内容	事業の企画調整、予算決算、契約事務、広告主への指導・規制業務(文書勧告等)、違反広告物の対応(パトロール・現場調査・啓発・指導・除却・公告・記録等)								
事業の必要性	・良好な景観形成や風致の維持、公衆への危害の防止などを目的として屋外広告物法が定められており、これに基づいて、各都道府県、指定都市等が条例を定め、独自に屋外広告物の規制事務を行うこととされている。事業そのものを廃止すれば、景観や風致の悪化を招き、安全な道路通行に支障をきたす。 ・違反広告物対策事務のうち、下記の事務については、屋外広告物法に基づく公権力の行使に該当。 ①→違反広告物に対する是正命令等(屋外広告物法第7条第1～3項) ②→違反簡易広告物の即時除却(屋外広告物法第7条第4項) 違反簡易広告物については、屋外広告物法第7条第4項に基づき、命じた者若しくは委任した者に除却させることができるとされており、現在、民間業者や市民ボランティア「かたづけ・たい」による除却もを行っている。								
コスト	平成21年度(予算)			人件費					
	事業費	48,560	千円	}	職員構成	概算人件費 (平均人件費×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	373,710	千円		担当本務職員	342,210	千円	42.5	人
総計	422,270	千円	臨時職員他		31,500	千円	9.0	人	

事業シート（概要説明書）

総事業費 (単位：千円)	年度	総額	実施方法が外部委託の場合、委託料等を内数で記入		
	H19(決算)	330,474 千円	32,783		
	H20(予算)	478,145 千円	46,382		
	H21(予算)	422,270 千円	42,312		
21年度総事業費内訳 (委託料等を明記)	●平成21年度歳出内訳 (422,270千円) 【人件費】373,710千円 【物件費】48,560千円 ・委託料：42,312千円(即時除却、運搬業務等) ・その他：6,248千円(市民ボランティア「かたづけ・たい」物品費・ボランティア保険料等)				
事業実績		単位	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(予定)
	違反簡易広告物の除却件数	件	430,724	572,277	500,000
単位当たりコスト (総事業費/事業実績)	除却件数1件当たりコスト	円/件	767	836	845
目指す成果 (今後どのような状態にしたいか、なるべく定量的に記入)	①→違反広告物対策重点路線(延長80km)における置看板等の違反広告物の解消 ・平成20年5・6月実施の違反広告物実態調査：3,385件(はり紙・はり札を除く) ②→即時除却の徹底により、違反掲出しにくい環境づくりと広告効果の抑止を図る				
達成状況 (目指す成果に対して、実施・達成した状況を記入)	①→違反広告物対策重点路線(延長80km)において、違反広告物を掲出していた店舗へは是正指導等、その広告主等へは、のべ32社に文書勧告、のべ277社に啓発文書の送付を行った 平成20年5・6月実施の実態調査 3,385件(17社に文書勧告、134社に啓発文書を送付) 平成20年11・12月実施の実態調査 3,230件(15社に文書勧告、143社に啓発文書を送付) ※前回実態調査以降、920件が是正されていたが、765件が新たに違反掲出されていた ②→平成20年度は、即時除却の徹底に取り組んだ結果、前年度に比べ除却件数が約14万件増加(平成21年度以降は抑止効果による除却件数の減少を見込む) (参考)重点路線(延長80km)におけるはり紙・はり札の違反掲出状況 平成20年5・6月実施の実態調査 936件(実態調査以降順次除却) 平成20年11・12月実施の実態調査 1,088件(前回実態調査以降に新たに違反掲出されたもの)				
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	・良好な景観の形成や通行の障害等による危害を防止するため、引き続き違反広告物対策に取り組む必要がある。ただし、業務の執行にあたっては、実態調査や取り組み実績等を踏まえた新たな方策の検討を含め、より効果的かつ効果的な体制を構築する必要がある。 ・違反広告物の抜本的解消を図るためには、市民の理解と協力が不可欠であり、市民ボランティア「かたづけ・たい」(約5,000人)や地元住民と協働した啓発等の取組み「ゆめまちロードOSAKA」を有効に活用し、市民協働型の事業展開が必要である。				
さらなる民間活用・市民協働推進の予定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (予定する業務と、想定しうる実施主体を下欄に記入)		<input type="checkbox"/> 無		
	業務内容	①→市民協働による啓発活動等の取組み(「ゆめまちロードOSAKA」) 相手方：地元町会・商店会等 理由：より効果的な啓発を行うため ②→違反簡易広告物の即時除却(屋外広告物法第7条第4項に基づく委任) 相手方：市民ボランティア「かたづけ・たい」(2人以上の団体) 理由：大阪市路上違反簡易広告物撤去活動員制度要綱に基づく			
実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業	<input type="checkbox"/> 外郭団体等	<input type="checkbox"/> 市民活動団体(NPOなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 市民活動団体(地域住民組織など)	<input type="checkbox"/> (その他)
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	違反簡易広告物除却実績(平成20年度) 大阪市：572,277件/直営：287,851件 民間委託：99,275件 市民ボランティア：79,270件 その他：105,881件 京都市：46,601件/直営：0件 民間委託：45,636件 市民ボランティア：963件 その他：2件 神戸市：64,912件/直営：26,777件 民間委託：0件 市民ボランティア：24,188件 その他：13,947件 名古屋市：46,746件/直営：3,837件 民間委託：34,635件 市民ボランティア：1,796件 その他：6,478件 ※その他：電柱管理者等				
特記事項 (事業の沿革等)	平成19年3月 大阪市屋外広告物条例を改正し、広告主に対する管理義務制度を導入(同年10月施行)				

本市管理道路上における違反広告物対策(概要)

屋外広告物(屋外広告物法第2条)	
常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	
違反広告物	適法な広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域、禁止物件に掲出されているもの(条例第4条違反) (禁止地域)官公署・学校・図書館・美術館・博物館・体育館・古墳・墓地等 (禁止物件)橋・トンネル・街灯柱・信号機・道路標識・歩道柵・車止め等 ・市長の許可を受けずに掲出されているもの(条例第2条違反) 	<p style="text-align: center;">市長の許可を受けて掲出するもの</p> <p style="text-align: center;">※道路上は許可できない</p>

② はり紙・はり札等

- ・本市職員(直営)によるパトロール及び即時除却
- ・委託業者(民間活用)による即時除却
- ・市民ボランティア「かたづけ・たい」による即時除却
- ・電柱管理者による即時除却

① 置き看板・広告付ベンチ等

- ・本市職員(直営)によるパトロール及び掲出者(店舗等)への是正指導等
- ・違反広告物対策重点路線(延長約80km)における警察と連携した是正指導・除却等の実施
- ・広告主への文書勧告等の定期的実施



平成20年度実績

(違反簡易広告物の即時除却)

区分	直営 (工営所)	民間委託	市民ボランティア 「かたづけ・たい」	電柱管理者等
除却実績	287,851件	99,275件	79,270件	105,881件
	572,277件			
実施延長	28,126.3km	4,129km	—	13,900.8km
稼働状況	毎日	主要ターミナル 年12~36回 幹線道路 年4~6回 生活道路 年4回	団体の任意 活動日数 のべ3,138日	随時

(行政指導等)

区分	直営 (工営所)	区分	直営 (路上違反物件担当)
掲出者への指導件数	6,511件	広告主への勧告・啓発件数	勧告：のべ 32社 啓発：のべ277社
是正件数	3,205件		
稼働状況	随時	稼働状況	年2回

市民協働の取組み

いっしょにやってみよ!大阪

ゆめまちロードOSAKA

道路を適正に維持管理していくため、市民の方々の協力を得ながら「放置自転車対策」「道路不正使用対策」「違反広告物対策」や道路清掃をはじめとする「ごみのポイ捨て防止対策」など、道路の適正利用、まちの美化に向けた各種対策を推進しております。

本事業“ゆめまちロードOSAKA”は、地域の問題改善に積極的な地元商店会等の方々と所轄警察署・環境局・区役所・工営所等の関係機関が連携し、より効果的に各種対策を推進していくためのシステムとして平成18年に発足しました。

今までの取組み 《単独実施》

放置自転車対策

違反広告物対策

道路不正使用対策

道路の美化清掃

ゴミのポイ捨て防止対策

ゆめまちロードOSAKAでの取組み 《一体的な取組み》

放置自転車対策

違反広告物対策

道路不正使用対策

道路の美化清掃

ゴミのポイ捨て防止対策

(これまでに実施した地区)

北大江地区・なんさん通り・京橋地区・
大正駅前・西中島地区

かたづけ・たい(路上違反簡易広告物撤去活動員制度)



大阪市では、道路上にあふれるはり紙やのぼり旗などの違反簡易広告物を市民の皆さんが撤去できる制度(愛称:「かたづけ・たい」)を設けています。

これは、大阪市が道路上にあふれるはり紙、立看板、広告旗などの違反簡易広告物を市民の皆様にも撤去していただけるよう平成14年度から始まった制度です。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
団体数	239 団体	272 団体	256 団体
活動員数	4,200 人	4,723 人	4,963 人
撤去件数	101,304 件	89,562 件	79,270 件